

議第6号

高山市積立基金条例の一部を改正する条例について

高山市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

基金の統廃合及び新設を行うため改正しようとする。

高山市積立基金条例の一部を改正する条例

高山市積立基金条例（昭和39年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																										
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市夢・まちづくり基金の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">飛騨高山ふるさと基金</td> <td>こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市国際交流基金</td> <td>国際交流の推進を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市福祉健康基金</td> <td>福祉施設の整備、管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市交通・火災災害基金</td> <td>交通・火災災害の見舞金及び交通事故の防止を図る等の資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市農業後継者育成基金</td> <td>農業後継者の育成及び確保を図る資金に充当するため</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項 (略)		飛騨高山ふるさと基金	こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため	高山市国際交流基金	国際交流の推進を図る資金に充当するため	高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)		高山市福祉健康基金	福祉施設の整備、管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため	高山市交通・火災災害基金	交通・火災災害の見舞金及び交通事故の防止を図る等の資金に充当するため	高山市農業後継者育成基金	農業後継者の育成及び確保を図る資金に充当するため	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市夢・まちづくり基金の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">飛騨高山ふるさと基金</td> <td>こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市福祉健康基金</td> <td>福祉施設の管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項 (略)		飛騨高山ふるさと基金	こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため	高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)		高山市福祉健康基金	福祉施設の管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため
名称	目的																										
高山市夢・まちづくり基金の項 (略)																											
飛騨高山ふるさと基金	こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため																										
高山市国際交流基金	国際交流の推進を図る資金に充当するため																										
高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)																											
高山市福祉健康基金	福祉施設の整備、管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため																										
高山市交通・火災災害基金	交通・火災災害の見舞金及び交通事故の防止を図る等の資金に充当するため																										
高山市農業後継者育成基金	農業後継者の育成及び確保を図る資金に充当するため																										
名称	目的																										
高山市夢・まちづくり基金の項 (略)																											
飛騨高山ふるさと基金	こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため																										
高山市財政調整基金の項～高山市職員退職手当基金の項 (略)																											
高山市福祉健康基金	福祉施設の管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため																										

高山市ふるさと農村活性化基金	<u>土地改良施設等の利活用に係る集落共同活動を支援し、活性化を図る資金に充当するため</u>
高山市畜産振興基金	肉用牛等貸付事業の資金に充当するため
高山市商工振興基金	<u>商工振興を図る資金に充当するため</u>
高山市観光振興基金	<u>観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため</u>
高山市教育振興基金	<u>高山市立学校の改築及び学校その他の教育施設の改善整備の資金並びに教育振興を図る資金に充当するため</u>
高山市民文化会館整備基金	高山市民文化会館の整備の資金に充当するため
高山市スポーツ振興基金	<u>社会体育振興を図る資金に充当するため</u>
高山市災害基金の項	(略)
高山市ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備を図る資金に充当するため

高山市畜産振興基金	肉用牛等貸付事業の資金に充当するため
高山市民文化会館整備基金	高山市民文化会館の整備の資金に充当するため
高山市災害基金の項	(略)
高山市ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備を図る資金に充当するため
高山市公共施設整備基金	<u>公共施設及び社会基盤の整備に要する経費に充当するため</u>

		<u>高山市火葬場整備基金</u>	<u>火葬場施設の整備の資金に充当するため</u>
		<u>高山市学校給食センター整備基金</u>	<u>学校給食センターの整備の資金に充当するため</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の高山市積立基金条例（以下「改正前の高山市積立基金条例」という。）の規定による高山市国際交流基金、高山市農業後継者育成基金、高山市ふるさと農村活性化基金及び高山市商工振興基金に属していた現金は、この条例による改正後の高山市積立基金条例（以下「改正後の高山市積立基金条例」という。）の規定による高山市夢・まちづくり基金に属する現金とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市観光振興基金に属していた現金のうち、平成17年2月1日の合併の日（以下「合併日」という。）の前日において清見村積立基金条例（昭和52年清見村条例第7号）第2条表中の規定により設置された公共施設整備基金、国府町観光施設整備基金条例（昭和58年国府町条例第17号）の規定により設置された基金及び上宝村休養宿泊施設維持基金条例（昭和39年上宝村条例第81号）の規定により設置された基金並びに改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市教育振興基金に属していた現金のうち、合併日の前日において丹生川村教育施設整備基金条例（昭和50年丹生川村条例第1号）の規定により設置された基金、宮村積立金条例（昭和39年宮村条例第9号）第1条第1号及び第8号の規定により設置された基金、宮村学校基本財産基金条例（昭和39年宮村条例第16号）の規定により設置された基金、久々野町久々野中学校建設基金条例（平成8年久々野町条例第7号）の規定により設置された基金及び国府町立学校施設整備基金条例（平成9年国府町条例第23号）の規定により設置された基金に属していた現金相当額（合併日以後に一般会計へ繰り入れた金額を除く。）は、改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市公共施設整備基金に属する現金とし、それ以外の現金は改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市夢・まちづくり基金に属する現金とする。
- 4 この条例の施行の際、改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市スポーツ振興基金（以下「スポーツ振興基金」という。）に属していた現金のうち、合併日以後に社会体育施設整備の目的による本市への寄附金をスポーツ振興基金に積立てを行った現金は、改正後の高山市積立基

金条例の規定による高山市公共施設整備基金に属する現金とし、それ以外の現金は改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市夢・まちづくり基金に属する現金とする。

- 5 この条例の施行の際、改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市交通・火災災害基金に属していた現金は、改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市福祉健康基金に属する現金とする。
- 6 この条例の施行の際、改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市福祉健康基金に属していた現金のうち、合併日の前日において丹生川村老人福祉施設整備基金条例（平成元年丹生川村条例第9号）の規定により設置された基金に属していた現金相当額（合併日以後に一般会計へ繰り入れた金額を除く。）は、改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市公共施設整備基金に属する現金とし、それ以外の現金は改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市福祉健康基金に属する現金とする。